

改正

平成17年12月22日いわき市条例第100号

平成18年12月27日いわき市条例第62号

平成21年3月31日いわき市条例第5号

平成27年7月8日いわき市条例第47号

平成28年3月31日いわき市条例第6号

平成29年6月30日いわき市条例第35号

平成31年3月29日いわき市条例第2号

いわき市個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第7条—第12条）

第3章 個人情報ファイル（第13条・第14条）

第4章 個人情報の開示及び訂正等

第1節 開示（第15条—第25条）

第2節 訂正（第26条—第29条）

第3節 利用停止（第30条—第33条）

第4節 審査請求（第34条—第36条）

第5章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第37条—第40条）

第6章 雑則（第41条—第46条）

第7章 罰則（第47条—第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。第49条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政情報（いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）第2条第2号に規定する行政情報をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(7) 特定個人情報 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 個人番号をその内容に含む保有個人情報をいう。

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された保有特定個人情報をいう。

(10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(11) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例に定めるもののほか、その保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報を適切に取り扱い、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（適用除外）

第6条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 福島県統計調査条例（昭和26年福島県条例第93号）第2条に規定する調査に係る調査票情報

に含まれる個人情報

- (3) いわき市統計調査条例（昭和42年いわき市条例第62号）第1条に規定する調査に係る調査票
情報に含まれる個人情報

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報の収集の制限等）

第7条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する事項、社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項、犯罪に関する事項その他基本的人権を侵害し、又は個人の秘密を侵害するおそれがある事項に関する個人情報（特定個人情報を除く。以下この条並びに第10条第1項及び第2項において同じ。）を収集してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）法令に定めがあるとき。

（2）事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠なものであると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報の本人から直接収集しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

（1）本人の同意があるとき。

（2）法令に定めがあるとき。

（3）出版、報道等により公にされているとき。

（4）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（5）国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体又は当該実施機関以外の実施機関から提供を受けて収集するとき。

（6）前各号に掲げる場合のほか、本人から収集することにより、事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるときその他本人以外の者から収集することに相当の理由があると認められるとき。

5 実施機関は、第2項第2号又は前項第6号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、いわき市情報公開・個人情報保護審議会（いわき市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年いわき市条例第20号）第2条に規定する審議会をいう。以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(特定個人情報の収集の制限)

第7条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当するときを除き、特定個人情報を収集してはならない。

(適正な管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するようにすること。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった保有個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第15条第2項、第24条第1項、第26条第2項及び第30条第2項において同じ。）について、利用目的を達成するために必要な範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準じる団体又は当該実施機関以外の実施機関に提供する場合であって、当該保有個人情報を提供することに相当の理由があり、かつ、当該保有個人情報の提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、当該保有個人情報を利用することに公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、当該保有個人情報の利用によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項第5号又は第6号の規定により保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報の外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提

供を受ける者に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法等に係る制限を付し、又は適正な取扱いを確保するための措置を講ずることを求めるものとする。

(保有特定個人情報の利用及び提供の制限)

第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報について、目的外利用を行ってはならない。ただし、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関し、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき。
- (2) 本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 目的外利用によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当するときは、保有特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織による記録等の制限)

第10条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を電子計算組織（与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。以下同じ。）に記録してはならない。

- (1) 思想、信条及び信教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本的人権を侵害し、又は個人の秘密を侵害するおそれがある
と審議会が認める事項

2 実施機関は、個人情報を処理するに当たっては、実施機関以外の者と通信回線により電子計算組織を結合してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) 電子計算組織による処理に係る事務を委託しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益又は市民の福祉向上のため、市長が必要と認めるとき。

3 実施機関は、前項第3号又は電子計算組織に記録する個人情報の記録項目を設定し、追加し、又は変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない理由により審議会の意見を聴くことができないときは、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合においては、事後速やかに審議会に報告するものとする。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いの委託をしようとするときは、当該個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、その受託した業務を行うに当たって、個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(従事者の義務)

第12条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務若しくは同条第3項の指定管理者の行う業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前の届出)

第13条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- (9) 保有個人情報の訂正又は利用の停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の

規定により特別の手続の定めがあるときは、その旨

(10) その他市長が規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(3) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの

(4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(5) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして市長が規則で定める個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項に規定する事項を届け出た個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第14条 市長は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、前条第1項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、これを一般の利用に供しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 前条第2項各号に掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定により一般の利用に供しなければならない個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該一般の利用に供することに係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして市長が規則で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす

おそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことを市長に求めることができる。

第4章 個人情報の開示及び訂正等

第1節 開示

(開示請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は自ら前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができない者として市長が規則で定めるものの代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による保有個人情報（死者に係る保有個人情報を除く。第26条第2項及び第30条第2項において同じ。）の開示請求をすることができる。

3 保有特定個人情報（死者に係る保有特定個人情報を除く。第26条第3項及び第30条第3項において同じ。）は、前項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が、本人に代わって第1項の規定による開示請求をすることができる。

4 死者に係る保有個人情報は、当該保有個人情報について利害を有する者として市長が規則で定めるものが、開示請求をすることができる。

5 市長は、第2項の代理人及び前項の市長が規則で定める者を定めるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(開示請求の手続)

第16条 前条の規定による開示請求は、開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項その他市長が規則で定める事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

2 前項の場合において、開示請求をする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は前条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人、任意代理人若しくは同条第4項に規定する市長が規則で定める者であることを証明する書類として市長が規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があった場合は、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれているときを除き、当該開示請求者に対し、当該保有個人情報について開示をしなければならない。

- (1) 法令又は他の条例の規定により本人に開示をすることができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（第15条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人、任意代理人又は同条第4項に規定する市長が規則で定める者が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。）の生命、身体、健康、財産又は生活を害するおそれがあるもの
- (3) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示をすることが、当該未成年者の利益に反すると認められるもの
- (4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名に係る部分
- (5) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害又は侵害から人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報を除く。

- (6) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (7) 指導、選考その他個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (8) 市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に係る事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの
- (9) 市の機関内部又は市の機関と国等の機関との間の審議、検討、協議等に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (10) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、人事管理その他の市の機関の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（部分開示）

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該保有個人情報が不開示情報が含まれている部分（以下「不開示対象部分」という。）とそれ以外の部分とに容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、不開示対象部分以外の部分について開示をしなければならない。ただし、当該不開示対象部分以外の部分の開示が開示請求の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第4号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示をしても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第17条第2号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合において、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報について開示をすることができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報について開示をすることとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に対する決定（以下「開示等決定」という。）をしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示等決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示等決定の内容及び必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の開示等決定をした場合において、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該開示等決定により開示をしないこととされた情報について、その開示をすることができるようになる期日が明らかであるときは、開示請求者に対し、当該期日を前項の書面により併せて通知しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、第1項の規定にかかわらず、必要な限度において当該期間を延長することができる。この場合において、当該実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、同項に規定する期間内に開示等決定をすることができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。
- 5 実施機関は、前条の規定により開示請求を拒否するとき又は開示請求に係る保有個人情報が存在しないときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 6 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に当該実施機関及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示等決定をするに際し、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部について開示をする旨の開示等決定をしたときは、遅滞なく、当該開示等決定に基づく保有個人情報の開示を実施しなければならない。

- 2 開示の実施を受ける者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は第15条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人、任意代理人若しくは同条第4項に規定する市長が規則で定める者であることを証明する書類として市長が規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 保有個人情報の開示を実施する日時及び場所は、実施機関が指定する。
- 4 保有個人情報の開示を実施する方法は、閲覧、写しの交付その他の保有個人情報の形態に応じて市長が規則で定める方法とする。

(開示請求の特例)

第23条 保有個人情報のうち市長が規則で定めるものについては、第16条第1項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の本人は、口頭により開示請求をすることができる。

- 2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明する書類として市長が規則で定めるものを提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、規則で定めるところにより、速やかに開示をしなければならない。

(法令又は他の条例による開示の実施との調整)

第24条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第22条第4項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第4項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第25条 保有個人情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

- 2 写しの交付により保有個人情報の開示を受ける開示請求者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第30条第1項において同じ。）の内容が事実でないことを認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を

保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示等決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示等決定に係る保有個人情報であつて、第24条第1項の法令又は他の条例の規定により開示を受けたもの

2 第15条第2項に規定する法定代理人又は代理人は、本人に代わつて前項の規定による保有個人情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 保有特定個人情報は、第15条第2項に規定する法定代理人又は任意代理人が、本人に代わつて第1項の規定による訂正請求をすることができる。

4 死者に係る保有個人情報は、当該保有個人情報について利害を有する者として市長が規則で定めるものが、訂正請求をすることができる。

5 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第27条 前条の規定による訂正請求は、訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項その他市長が規則で定める事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料及び自己が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又は第15条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人、任意代理人若しくは同条第4項に規定する市長が規則で定める者であることを証明する書類として市長が規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第29条 実施機関は、訂正請求があつたときは、訂正請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に対する決定（以下「訂正等決定」という。）をしなければならない。

ない。ただし、第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、訂正等決定をしたときは、速やかに、訂正請求者に対し、当該訂正等決定の内容及び必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部について訂正をしない旨の訂正等決定をした場合において、前項の書面にその理由を記載しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に訂正等決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、必要な限度において当該期間を延長することができる。この場合において、当該実施機関は、速やかに、訂正請求者に対し、同項に規定する期間内に訂正等決定をすることができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。
- 5 実施機関は、訂正等決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び第3節において同じ。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。
- 6 実施機関は、訂正等決定に基づき保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第9条第1項若しくは第9条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項又は第9条の2第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第15条第2項に規定する法定代理人又は代理人は、本人に代わって前項の規定による保有個人情報の利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 保有特定個人情報は、第15条第2項に規定する法定代理人又は任意代理人が、本人に代わって第1項の規定による利用停止請求をすることができる。

4 死者に係る保有個人情報は、当該保有個人情報について利害を有する者として市長が規則で定めるものが、利用停止請求をすることができる。

5 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第31条 前条の規定による利用停止請求は、利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項その他市長が規則で定める事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、自己が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は第15条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人、任意代理人若しくは同条第4項に規定する市長が規則で定める者であることを証明する書類として市長が規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第33条 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に対する決定（以下「利用停止等決定」という。）をしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、利用停止等決定をしたときは、速やかに、利用停止請求者に対し、当該利用停止等決定の内容及び必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部について利用停止をしない旨の利用停止等決定をした場合において、前項の書面にその理由を記載しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に利用停止等決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、必要な限度において当該期間を延長することができる。この場合において、当該実施機関は、速やかに、利用停止請求者に対し、同項に規定する期間内に利用停止等決定をすることができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。
- 5 実施機関は、利用停止等決定に基づく保有個人情報の利用停止の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第34条 開示等決定、訂正等決定若しくは利用停止等決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第35条 開示等決定、訂正等決定若しくは利用停止等決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げるときを除き、遅滞なく、いわき市行政不服審査会（いわき市行政不服審査条例（平成28年いわき市条例第5号）第5条に規定する審査会をいう。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、第21条第6項の規定により意見を聴いた第三者から当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第36条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第5章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者等への支援)

第37条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第38条 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と個人情報の本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(出資法人等の措置)

第39条 市が出資している法人等で市長が規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、実施機関に準じて個人情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、出資法人等に対し、当該出資法人等における個人情報の適正な取扱いに関し、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の管理に伴う措置)

第40条 実施機関は、第11条第3項の指定管理者の行う業務に関する情報であって実施機関が保有していないものについて必要があると認めるときは、指定管理者に対し、当該情報の提供を求めるものとする。

第6章 雑則

(法人等情報への準用)

第41条 第1章から第4章までの規定（第1条、第2条（第2号イ、第3号、第4号、第6号イ、第7号から第9号まで及び第11号に係る部分に限る。）、第3条から第5条まで、第7条の2、第9条の2、第10条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第13条第2項（第1号に係る部分に限る。）、第15条第2項から第5項まで、第17条（第2号、第3号及び第4号ウに係る部分に限る。）、第23条、第26条第2項から第4項まで、第29条第6項並びに第30条第2項から第4項までを除く。）は、電子計算組織に記録して処理する法人等に関する情報に準用する。この場合において、別表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（国又は他の地方公共団体との協力）

第42条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又はその協力の要請に応ずるものとする。

（市長の調整）

第43条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対して、当該実施機関における個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

（運用状況の公表）

第44条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

（適用区分）

第45条 第3章及び第4章の規定は、平成8年3月31日以前に実施機関が作成し、又は取得した保有個人情報（保存期間が永年であるものを除く。）については適用しない。

（委任）

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第7章 罰則

（罰則）

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の受託業務若しくは同条第3項の指定管理者の行う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正

な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 偽りその他不正の手段により、開示等決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
(いわき市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)
- 2 いわき市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例（昭和58年いわき市条例第54号。以下「電算個人情報保護条例」という。）は廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第13条第1項前段の規定の適用については、同項中「保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に保有しているときは、この条例の施行後遅滞なく」とする。
- 4 この条例の施行前に廃止前の電算個人情報保護条例の規定によりされた請求については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に廃止前の電算個人情報保護条例の規定により同条例第17条に規定するいわき市個人情報保護審議会へされた意見の聴取は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月22日いわき市条例第100号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月27日いわき市条例第62号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(いわき市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する（中略）第5条の規定による改正前のいわき市個人情報保

護条例（以下この項において「改正前の条例」と総称する。）の規定により市長がした処分その他の行為又は現に改正前の条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、それぞれ（中略）第5条の規定による改正後のいわき市個人情報保護条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月31日いわき市条例第5号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月8日いわき市条例第47号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日いわき市条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 4 この条例の施行の日前にされた第6条の規定による改正前のいわき市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第21条第1項に規定する開示等決定、旧条例第29条第1項に規定する訂正等決定又は旧条例第33条第1項に規定する利用停止等決定に係る不服申立てについては、第6条の規定によるいわき市個人情報保護条例第34条の改正規定（いわき市行政不服審査会に係る部分に限る。）を除き、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月30日いわき市条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日いわき市条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後のいわき市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関が保有している同条第6号に規定する個人情報ファイルであって、新条例第13条第1項第5号に規定する記録情報に新条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第13条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「いわき市個人情報保護条例

の一部を改正する条例（平成31年いわき市条例第2号）の施行後遅滞なく」とする。

（いわき市情報公開条例の一部改正）

3 いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（いわき市行政不服審査条例の一部改正）

4 いわき市行政不服審査条例（平成28年いわき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第41条関係）

第2条第2号(ア及びイに係る部分を除く。)	個人情報 個人に関する情報	法人等情報 法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報
第2条第2号ア	氏名、生年月日	法人等の名称、設立年月日
	特定の個人	特定の法人等
第2条第5号	保有個人情報	保有法人等情報
	個人情報であって	法人等情報であって
第2条第6号(ア及びイに係る部分を除く。)	個人情報ファイル	法人等情報ファイル
	保有個人情報	保有法人等情報
第2条第6号ア	保有個人情報	保有法人等情報
第2条第10号	個人情報	法人等情報
	特定の個人	特定の法人等
第6条	個人情報	法人等情報
第7条第1項	個人情報	法人等情報
第7条第2項各号 列記以外の部分	思想、信条及び信教に関する事項、社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項、犯罪に関する事項その他基本的人権を侵害し、又は個人	犯罪に関する事項又は法人等
	個人情報（特定個人情報を除く。以下この条並びに第10条第1項及び第2項	法人等情報

	において同じ。)	
第7条第2項第2号	当該個人情報	当該法人等情報
第7条第3項	個人情報を	法人等情報を
	当該個人情報	当該法人等情報
第7条第4項各号 列記以外の部分	個人情報	法人等情報
第7条第5項	個人情報	法人等情報
第8条	保有個人情報	保有法人等情報
第9条第1項各号 列記以外の部分	保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第15条第2項、第24条第1項、第26条第2項及び第30条第2項において同じ。）	保有法人等情報
第9条第1項第5号及び第6号	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第9条第2項	保有個人情報	保有法人等情報
第9条第3項	保有個人情報の外部提供	保有法人等情報の外部提供
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第10条第1項各号 列記以外の部分	個人情報	法人等情報
第10条第1項第4号	前3号	前号
	基本的人権を侵害し、又は個人	法人等
第10条第2項及び 第3項	個人情報	法人等情報
第11条第1項	個人情報の取扱い	法人等情報の取扱い
	当該個人情報	当該法人等情報
	個人情報の保護	法人等情報の保護
第11条第2項	個人情報	法人等情報
第12条	個人情報	法人等情報

第13条第1項各号 列記以外の部分	個人情報ファイル	法人等情報ファイル
第13条第1項第1 号から第3号まで	個人情報ファイル	法人等情報ファイル
第13条第1項第4 号	個人情報ファイル	法人等情報ファイル
	個人の氏名、生年月日	法人等の名称、設立年月日
	し得る者	し得る法人等
	個人の範囲	法人等の範囲
第13条第1項第5 号	個人情報ファイル	法人等情報ファイル
	記録される個人情報	記録される法人等情報
第13条第1項第6 号	要配慮個人情報	犯罪に関する事項その他法人等の秘密 を侵害するおそれがあると認められる 事項
第13条第1項第8 号	個人情報ファイル簿に記載	法人等情報ファイル簿に記載
	個人情報ファイルを個人情報ファイル 簿	法人等情報ファイルを法人等情報ファ イル簿
第13条第1項第9 号	保有個人情報	保有法人等情報
第13条第2項各号 列記以外の部分	個人情報ファイル	法人等情報ファイル
第13条第2項第2 号から第5号まで	個人情報ファイル	法人等情報ファイル
第13条第3項	個人情報ファイル	法人等情報ファイル
第14条第1項	個人情報ファイルに	法人等情報ファイルに
	個人情報ファイル簿	法人等情報ファイル簿
第14条第2項	個人情報ファイル	法人等情報ファイル
第14条第3項	個人情報ファイル簿に記載	法人等情報ファイル簿に記載
	個人情報ファイルを個人情報ファイル 簿	法人等情報ファイルを法人等情報ファ イル簿

第15条第1項	何人も	法人等の代表者又は当該代表者の委任を受けた者は
	自己を本人とする保有個人情報	当該法人等を本人とする保有法人等情報
第16条第1項	保有個人情報	保有法人等情報
第16条第2項	保有個人情報の本人又は前条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人、任意代理人若しくは同条第4項に規定する市長が規則で定める者	保有法人等情報に係る法人等の代表者又は当該代表者の委任を受けた者
第17条各号列記以外の部分	係る保有個人情報	係る保有法人等情報
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第17条第4号	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）	法人等に関する情報
	氏名、生年月日	法人等の名称、設立年月日
	特定の個人	特定の法人等
	若しくは個人識別符号が含まれるもの又は	又は
	個人の権利利益	法人等の権利利益
第17条第5号	法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報	法人等に関する情報
	当該法人等又は当該個人	当該法人等
第18条第1項	保有個人情報に	保有法人等情報に
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第18条第2項	保有個人情報	保有法人等情報
	特定の個人	特定の法人等
	氏名、生年月日	法人等の名称、設立年月日
	記述等及び個人識別符号	記述等
	個人の権利利益	法人等の権利利益

第19条	保有個人情報に不開示情報（第17条第2号に掲げる情報を除く。）	保有法人等情報に不開示情報
	個人の権利利益	法人等の権利利益
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第20条	保有個人情報が	保有法人等情報が
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第21条第3項及び第6項	保有個人情報	保有法人等情報
第22条第1項	保有個人情報	保有法人等情報
第22条第2項	保有個人情報の本人又は第15条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人、任意代理人若しくは同条第4項に規定する市長が規則で定める者	保有法人等情報に係る法人等の代表者又は当該代表者の委任を受けた者
第22条第3項及び第4項	保有個人情報	保有法人等情報
第24条第1項	保有個人情報が	保有法人等情報が
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第25条	保有個人情報	保有法人等情報
第26条第1項各号列記以外の部分	何人も、自己を本人とする保有個人情報	法人等の代表者又は当該代表者の委任を受けた者は、当該法人等を本人とする保有法人等情報
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第26条第1項第1号及び第2号	保有個人情報	保有法人等情報
第26条第5項	保有個人情報	保有法人等情報
第27条第1項	保有個人情報	保有法人等情報
第27条第2項	保有個人情報の本人又は第15条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人、任意代理人若しくは同条第4項に	保有法人等情報に係る法人等の代表者又は当該代表者の委任を受けた者

	規定する市長が規則で定める者	
第28条	係る保有個人情報	係る保有法人等情報
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第29条第3項	保有個人情報	保有法人等情報
第29条第5項	保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び第3節において同じ。） の訂正	保有法人等情報の訂正
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第30条第1項各号 列記以外の部分	何人も、自己を本人とする保有個人情報	法人等の代表者又は当該代表者の委任を受けた者は、当該法人等を本人とする保有法人等情報
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第30条第1項第1 号	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
	第9条第1項若しくは第9条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	又は第9条第1項の規定に違反して利用されているとき
第30条第1項第2 号	第9条第1項又は第9条の2第2項	第9条第1項
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第30条第5項	保有個人情報	保有法人等情報
第31条第1項	保有個人情報	保有法人等情報
第31条第2項	保有個人情報の本人又は第15条第2項に規定する法定代理人若しくは代理人、任意代理人若しくは同条第4項に規定する市長が規則で定める者	保有法人等情報に係る法人等の代表者 又は当該代表者の委任を受けた者
第32条	個人情報の適正な取扱い	法人等情報の適正な取扱い

	保有個人情報の利用停止	保有法人等情報の利用停止
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第33条第3項	保有個人情報	保有法人等情報
第33条第5項	保有個人情報の利用停止	保有法人等情報の利用停止
	当該保有個人情報	当該保有法人等情報
第35条第2号	保有個人情報	保有法人等情報